

議題

サステナビリティ基準委員会の活動状況

項目

第 4 回サステナビリティ基準諮問会議以後の活動状況

本資料の目的

1. 本資料は、第 4 回サステナビリティ基準諮問会議（2023 年 7 月 21 日開催）後のサステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）の活動状況を中心にご報告し、ご意見をいただくことを目的としている。

サステナビリティ基準委員会の活動状況

2. SSBJ は、第 4 回サステナビリティ基準諮問会議開催後、主に次の活動を行ってきた。SSBJ における審議の概要は別紙 1 のとおりである。

(1) SSBJ 基準の開発の状況

- ① 「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」（以下「開発計画」という。）を踏まえた、SSBJ 基準の開発

(2) 国際対応の状況

- ① ISSB から公表された基準、情報要請及び公開草案への対応
- ② サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）における対応
- ③ 法域別ワーキング・グループ（JWG）における対応
- ④ その他の国際会議等への参加

SSBJ 基準の開発の状況

（開発計画を踏まえた SSBJ 基準の開発）

3. SSBJ は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（令和 4 年度）¹による提言をはじめとした我が国の資本市場関係者からの強いニーズを踏まえ、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の最初のサステナビリティ開示基準である IFRS S1 号及び IFRS S2 号（本資料第 7 項(3)参照）に相当する基準（日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準）の開発を審議テーマとし、次のプロジェクトを開始することを決定した。

¹ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html

- (1) IFRS S1 号に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発
（日本版 S1 プロジェクト）
- (2) IFRS S2 号に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発
（日本版 S2 プロジェクト）

（開発計画の公表）

4. SSBJ としては、確定基準が公表されるまでの間に可能な範囲で日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準の検討を進めておくことが適切と考えられること、また、SSBJ が基準の開発状況について明示することにより、国内外の関係者の予見可能性が高まることから、2023 年 2 月 2 日、SSBJ が開発する基準の範囲、基準の目標公表時期及び具体的な論点の一覧（論点リスト）等を明示した「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」を公表した²。
5. SSBJ は、日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクトの目標時期を次のとおりとしている。

1	公開草案の目標公表時期	2023 年度中（遅くとも 2024 年 3 月 31 日まで）
2	確定基準の目標公表時期	2024 年度中（遅くとも 2025 年 3 月 31 日まで）

（SSBJ 基準の開発の状況）

6. SSBJ では、第 8 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 2 月 2 日開催）より、SSBJ 基準の開発に着手した。2023 年 6 月 26 日に IFRS S1 号及び IFRS S2 号の確定基準が公表されたことを踏まえ（本資料第 7 項(3)参照）、第 18 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 8 月 3 日開催）より、議論を再開し、別紙 1 のとおり、主な論点について一通り議論を行った。2024 年 1 月から公開草案の文案の検討を開始する予定である。

国際対応の状況

（ISSB から公表された基準、情報要請及び公開草案への対応）

7. ISSB から公表された、デュー・プロセス文書に対する、SSBJ の対応は次のとおりである。

（1）情報要請（2023 年）「アジェンダの優先度に関する協議」

S1 基準及び S2 基準の次のアジェンダの優先順位等に関する公開協議を行うことを目的として、ISSB は、2023 年 5 月 4 日に「情報要請（2023 年）『アジェ

² <https://www.asb.or.jp/jp/project/plan-ssbj.html>

ンダの優先度に関する協議』を公表した（コメント期限：2023年9月1日）。

SSBJにおける議論（別紙1）を踏まえ、SSBJは2023年8月4日にコメントを提出した。

なお、SSBJ事務局では、我が国の利害関係者への周知を図るため、当該情報要請の仮訳、解説資料及び解説動画を公表し、また利害関係者に対して説明会等を実施している。

(2) 公開草案「SASBスタンダード^oの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」

IFRS財団が統合したサステナビリティ会計基準審議会（SASB）が公表するSASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論に関する公開協議を行うことを目的として、ISSBは、2023年5月11日に、「公開草案『SASBスタンダード^oの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート』」を公表した（コメント期限：2023年8月9日）。

SSBJにおける議論（別紙1）を踏まえ、2023年7月18日にSSBJとしてコメントを提出するとともに、2023年8月4日にオーストラリア会計基準審議会（AASB）と連名でコメントを提出した。

なお、SSBJ事務局では、我が国の利害関係者への周知を図るため、当該公開草案の仮訳、解説資料及び解説動画を公表し、また利害関係者に対して説明会等を実施している。

(3) IFRS S1号及びIFRS S2号

ISSBは、2023年6月26日に、確定基準となるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」を公表した。

SSBJ事務局は、これらの基準の解説資料及び解説動画を作成し、当財団のホームページに公表している³。

(サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）における対応)

- SSBJは、ISSBの諮問機関である、サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）の初期メンバーに選任された⁴。SSAFは、ISSBの基準設定に関連する主要な技術的課題に関して、法域の基準設定主体との対話を正式かつ効率的に行う

³ https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/exposure_draft_ssbj/y2023/2023-0626.html

⁴ https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/news_release_20221222.pdf

ために設置された。

9. これまでの会合の主なアジェンダは、別紙 2 のとおりである。SSAF の次回の会合は、2024 年 3 月に公開で開催される予定である。

(法域別ワーキング・グループ (JWG) における対応)

10. SSBJ は、ISSB の法域別ワーキング・グループ (JWG) のメンバーである。JWG は、ISSB の最初の公開草案と、現在進行中のサステナビリティ開示に関する法域の取組みとの間のコンパチビリティを高め、グローバル・ベースラインとしての ISSB 基準を開発するための対話の場として組成された、非公開の会議体である。

11. JWG は、法域の当局及びサステナビリティ基準設定主体を中心とした次のメンバーから成り⁵、証券監督者国際機構 (IOSCO) がオブザーバーを務めている。

金融庁、サステナビリティ基準委員会、中国財務省、欧州委員会 (EC)、エフラグ (EFRAG)、英国金融行動監視機構 (FCA)、英国財務報告評議会 (UKFRC)、米国証券取引委員会 (SEC)

12. SSBJ は、JWG に毎月参加しており、主に、ISSB のボード会議における審議事項に関し意見交換を実施している。

(その他の国際会議等への参加)

13. SSAF 及び JWG のほか、第 4 回サステナビリティ基準諮問会議の後に、次の国際会議等へ参加している。

8 月 16 日	韓国サステナビリティ基準審議会 (KSSB) との会合を実施
8 月 17 日	国際サステナビリティ報告セミナー (韓国会計基準院 (KAI) 及び KSSB 主催) において川西委員長がパネリストとして登壇
8 月 17 日	オーストラリア会計基準審議会 (AASB) との会合を実施
9 月 6 日	グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI) との会合を実施
9 月 26 日から 9 月 27 日	会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) 会議において、川西委員長がパネリストとして登壇
10 月 4 日	ISSB との会合を実施
10 月 25 日	ISSB との会合を実施
11 月 23 日	設定主体サステナビリティ・フォーラム (AASB 主催) において、川西委員長がパネリストとして登壇
12 月 1 日	第 12 回会計研究総会 (フランス国家会計基準局 (ANC) 主催) において、川西委員長がスピーカーとして登壇

⁵ JWG は、今後、正式な諮問グループとして、基準の導入及び相互運用可能性に関連する戦略的事項に関して ISSB に助言を行う役割を担うことが検討されている。

ディスカッション・ポイント

SSBJ の活動状況について、ご意見をいただきたい。

以 上

前報告時（2023年7月21日）の後のサステナビリティ基準委員会における審議の概要

回（開催日）	議 題
<p style="text-align: center;">第 18 回 2023 年 8 月 3 日</p>	<p>(1) 第 4 回サステナビリティ基準諮問会議の報告</p> <p>(2) ISSB 情報要請（2023 年）「アジェンダの優先度に関する協議」に対するコメントの検討</p> <p>(3) ISSB 公開草案「SASB®スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及び SASB スタンダード・タクソノミのアップデート」に対する、オーストラリア会計基準審議会（AASB）との連名でのコメント</p> <p>(4) 2023 年 7 月サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）会議報告（速報）</p> <p>(5) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開発にあたっての基本的な方針 ② 報告企業 ③ 法令との関係 ④ 商業上の機密情報 ⑤ 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性 ⑥ 適正な表示 ⑦ 集約及び分解 ⑧ 合理的で裏付け可能な情報 ⑨ 報告のタイミング ⑩ 情報の記載場所 ⑪ 関連する財務諸表 ⑫ 他の情報との関係
<p style="text-align: center;">第 19 回 2023 年 8 月 22 日</p>	<p>IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 比較情報の開示 (2) 比較情報の更新 (3) 比較情報：実務上不可能である場合 (4) 誤謬 (5) 相互参照 (6) 対象期間 (7) 12 か月よりも長い短い報告期間 (次頁へ続く)

回（開催日）	議 題
	(8) 公表承認日及び後発事象 (9) 期中の報告 (10) 準拠表明
第 20 回 2023 年 9 月 5 日	IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発 (1) 対象期間（法令により異なる対象期間の報告が求められている場合） (2) 目的 (3) 範囲（日本版 S1 基準） (4) 範囲（日本版 S2 基準） (5) 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連及び気候関連のリスク及び機会の開示 (6) バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価 (7) 重要性の定義 (8) 重要性がある情報の識別及び開示 (9) つながりのある情報 (10) 判断 (11) 測定の不確実性
第 21 回 2023 年 9 月 19 日	IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発 (1) 4 つの柱 (2) ガバナンス (3) リスク管理 (4) 温室効果ガス排出の 3 つのスコープ (5) GHG プロトコルの測定アプローチ (6) スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出の分解
第 22 回 2023 年 10 月 2 日	IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発 (1) バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク及び機会の範囲の再評価 (2) 異なる報告期間の情報の使用 (3) 温室効果ガス排出量の表示単位 (4) CO2 相当量に変換した温室効果ガスの集約 (5) GHG プロトコルと法域における他の法令等との関係

回（開催日）	議 題
<p style="text-align: center;">第 23 回 2023 年 10 月 16 日</p>	<p>(1) 2023 年 10 月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）への対応</p> <p>(2) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 気候関連の指標及び目標 ② 指標及び目標 ③ 絶対総量の開示における重要性の判断の適用 ④ 温室効果ガス排出の絶対総量の開示
<p style="text-align: center;">第 24 回 2023 年 11 月 2 日</p>	<p>(1) 2023 年 10 月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）会議報告（速報）</p> <p>(2) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ① スコープ 2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準 ② 温室効果ガス排出の測定方法の開示 ③ スコープ 3 測定フレームワーク ④ スコープ 3 温室効果ガス排出の見積り：実務上不可能な場合 ⑤ ファイナンスに係る排出（定義）
<p style="text-align: center;">第 25 回 2023 年 11 月 16 日</p>	<p>IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 合理的で裏付け可能な情報 (2) 国家の安全保障等に関する情報の開示 (3) スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性の判断の適用
<p style="text-align: center;">第 26 回 2023 年 11 月 28 日</p>	<p>(1) COP28 における IFRS 財団の声明文への対応</p> <p>(2) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 戦略 ② 気候レジリエンス ③ レジリエンス ④ GHG プロトコルと法域における他の法令等との関係 ⑤ 産業横断的指標等（報酬） ⑥ 産業横断的指標等（内部炭素価格）
<p style="text-align: center;">第 27 回 2023 年 12 月 11 日</p>	<p>IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ガイダンスの情報源 (2) 気候関連のガイダンスの情報源 (次頁へ続く)

回 (開催日)	議 題
	(3) スコープ 2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準 (4) ファイナンスに係る排出 (financed emissions) (要求事項) (5) 産業横断的指標等 (気候関連のリスク及び機会並びに投下資本)

以 上

サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) における議題

回 (開催日)	議 題
<p>第 1 回 2023 年 4 月 17 日</p>	<p>(1) イントロダクション及び覚書への署名 (2) ISSB の作業に関するアップデート (3) アジェンダ協議－情報要請 (4) アジェンダ協議－アウトリーチ計画 (5) アジェンダ計画 (6) ISSB と国際会計基準審議会 (IASB) のコネクティビティ</p>
<p>第 2 回 2023 年 7 月 24 日</p>	<p>(1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援 (2) アジェンダの優先度に係る情報要請に関するアウトリーチのアップデート (3) SASB スタンドアートの国際的な適用可能性の向上のために提案された方法論に関する公開協議のアップデート (4) アジェンダ計画</p>
<p>第 3 回 2023 年 10 月 23 日</p>	<p>(1) ISSB の作業のアップデート (2) SSAF メンバーの最新の動向 (3) デジタル・レポーティング・タクソノミ (4) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する教育的資料 (5) アジェンダ計画</p>

当財団のホームページにおいて、それぞれの会議報告を公表している⁷。

次回 (第 4 回) は、2024 年 3 月に予定されている。

以 上

⁷ <https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ssaf.html>